

③

令和 5 年 3 月

第 1 回徳島市議会定例会議案

(条 例 議 案)

目 次

	ページ
議案第18号 徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部 を改正する条例を定めるについて……………	1
議案第19号 徳島市職員互助団体に関する条例の一部を改正す る条例を定めるについて……………	2
議案第20号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正す る条例を定めるについて……………	3
議案第21号 徳島市私債権の管理に関する条例を定めるについ て……………	4
議案第22号 徳島市デジタル・トランスフォーメーション推進 基金条例を定めるについて……………	7
議案第23号 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定める について……………	9
議案第24号 徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 を定めるについて……………	11
議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例を定めるについて……………	14
議案第26号 徳島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する 条例を定めるについて……………	17
議案第27号 徳島市立保育所条例の一部を改正する条例を定め るについて……………	18

議案第 28 号	徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定める について	19
議案第 29 号	徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を 定めるについて	20
議案第 30 号	徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を定 めるについて	22
議案第 31 号	徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を定め るについて	23
議案第 32 号	徳島市立徳島城博物館条例及び徳島市立考古資料 館条例の一部を改正する条例を定めるについて	24

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
を定めるについて

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年徳島市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び個人情報の保護に関する法律」を「，個人情報の保護に関する法律」に改め，「同条第1項の規定」の右に「及び徳島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年徳島市条例第45号）第45条第1項の規定」を加える。

第4条第1項中「法第60条第1項」の右に「又は徳島市議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項」を，「法第78条第1項第4号」の右に「若しくは同条例第20条第5号ア」を，「法第94条第1項」の右に「若しくは同条例第35条第1項」を，「法第102条第1項」の右に「若しくは同条例第42条第1項」を加える。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

議案第19号

徳島市職員互助団体に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

徳島市職員互助団体に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市職員互助団体に関する条例の一部を改正する条例

徳島市職員互助団体に関する条例（昭和48年徳島市条例第3号）の一部を
次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削り，同項第2号中「（昭和25年法律第26
1号）」を削り，同号を同項第3号とし，同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定
する会計年度任用職員のうち徳島県市町村職員共済組合又は公立学校共済
組合徳島支部の組合員である職員

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和5年4月1日から施行する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例の一部改正）

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する
条例（令和4年徳島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第2条第1項第2号」を「第2条第1項第3号」に改め
る。

議案第20号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和39年徳島市条例第73号）の一部
を次のように改正する。

別表中「獣医師」を「動物飼育技師又は獣医師」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

徳島市私債権の管理に関する条例を定めるについて
徳島市私債権の管理に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市私債権の管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市の私債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、市の私債権を適正に管理することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市の私債権 金銭の給付を目的とする市の権利のうち、私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。
- (2) 市長等 市長及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条に規定する管理者をいう。

(他の法令等との関係)

第 3 条 市の私債権の管理に関する事務の処理については、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(適正な管理)

第 4 条 市長等は、市の私債権について、台帳を整備する等の必要な措置を講ずることにより、適正な管理を行わなければならない。

(督促，強制執行等)

第 5 条 市長等は、市の私債権の督促，強制執行その他その保全及び取立てに

関し必要な措置については、法令等の定めるところによりこれを行わなければならない。

2 市長等は、市の私債権の徴収停止若しくは履行期限の延長又は市の私債権に係る債務の免除については、法令の定めるところによりこれを行うことができる。

3 市長等は、前2項の規定の適用に当たっては、債務者の資力の状況等を考慮しなければならない。

(債権の放棄)

第6条 市長等は、市の私債権について、次のいずれかに該当する場合には、当該市の私債権及びこれに係る損害賠償金その他徴収金を放棄することができる。

- (1) 消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の事由がある場合を除く。）。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該市の私債権についてその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その相続人が限定承認をした場合又は相続人のあることが明らかでない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該市の私債権に優先して弁済を受ける債権の金額の合計額を超えないと認められるとき。
- (4) 債務者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく保護を受けるなど、無資力又はこれに近い状態にあり、弁済の見込みがないと認められるとき。
- (5) 債務者が、失踪、所在不明その他これらに準じる事情にある場合において、当該市の私債権を回収できる見込みがないとき。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

徳島市デジタル・トランスフォーメーション推進基金条例を定める
について

徳島市デジタル・トランスフォーメーション推進基金条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市デジタル・トランスフォーメーション推進基金条例

(設置)

第1条 本市において、デジタル技術の活用により、市民の利便性の向上、行政運営の効率化等を図る事業を推進するため、徳島市デジタル・トランスフォーメーション推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金をより効果的に運営するため、基金の設置目的に沿う市民等の寄附金は、前項の積み立てる額に充てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する事業の経費に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する事業の経費に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市手数料条例の一部を改正する条例

徳島市手数料条例（昭和 44 年徳島市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の申請の部特殊建築物等敷地許可申請の項の次に次のように加える。

建築物の容積率算定の基礎となる延べ面積への不算入に係る認定申請	1 件につき 27,000 円
---------------------------------	-----------------

別表の申請の部に次のように加える。

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づくマンションの管理に関する計画（次項及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づく管理計画の変更認定申請の項において「管理計画」という。）の認定申請	(1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 4 各号に掲げる基準（同法第 3 条の 2 第 2 項第 4 号に規定する都道府県等マンション管理適正化指針に関する部分を除く。）について同法第 36 条第 1 項に規定する指定登録機関がその適合を証する書類（以下この項及び次項において「適合証」という。）の添付がある場合 1 件につき 3,800 円 (2) 適合証の添付がない場合 1 件につき 26,000 円
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 6 第 1 項の規定に基づく管理計画の認定更新申請	(1) 適合証の添付がある場合 1 件につき 3,800 円 (2) 適合証の添付がない場合 1 件につき 26,000 円
マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 7 第 1 項の	1 件につき 13,000 円

規定に基づく管理計画の変更認定 申請	
-----------------------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を定めるについて

徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(徳島市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 徳島市市税賦課徴収条例（昭和25年徳島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(徳島市公共下水道事業条例の一部改正)

第2条 徳島市公共下水道事業条例（昭和37年徳島市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第21条の2の見出しを「（督促）」に改め、同条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とする。

附則第8項中「第21条の2第4項」を「第21条の2第3項」に改める。

(徳島市国民健康保険条例の一部改正)

第3条 徳島市国民健康保険条例（昭和38年徳島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第21条の見出しを「（督促）」に改め、同条第3項を削る。

(税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第4条 税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和39年徳島市条例

第74号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例

第1条中「かかる督促手数料」を「係る督促」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

第5条中「督促手数料及び」を削り、「かかる督促手数料及び」を「係る」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「しなかつた」を「しなかった」に、「第4条」を「第3条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附則第4項中「第4条第1項」を「第3条第1項」に、「あつては」を「あつては」に改める。

(徳島市介護保険条例の一部改正)

第5条 徳島市介護保険条例(平成12年徳島市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「(督促)」に改め、同条第3項を削る。

第11条第1項及び第12条第1項中「各号の」を削る。

(徳島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第6条 徳島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(平成16年徳島市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削る。

第10条及び第11条第2項中「各号の一」を「いずれか」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

附則第4項中「第16条第1項」を「第15条第1項」に改める。

(徳島市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第7条 徳島市後期高齢者医療に関する条例(平成19年徳島市条例第45号)

の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（督促）」に改め、同条第3項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に発した督促状に係る督促手数料については、第1条の規定による改正前の徳島市市税賦課徴収条例第14条の規定、第4条の規定による改正前の税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例の規定及び第6条の規定による改正前の徳島市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第15条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 施行日前に納期限の到来した保険料に係る督促手数料については、第3条の規定による改正前の徳島市国民健康保険条例第21条第3項の規定、第5条の規定による改正前の徳島市介護保険条例第9条第3項の規定及び第7条の規定による改正前の徳島市後期高齢者医療に関する条例第5条第3項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 施行日前に支払を受ける権利の確定された公共下水道の使用につき徴収する使用料に係る督促状については、第2条の規定による改正前の徳島市公共下水道事業条例第21条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。

（徳島市立幼稚園条例の一部改正）

- 5 徳島市立幼稚園条例（昭和39年徳島市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例」を「税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例」に改める。

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定める
について

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和43年徳島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「印鑑登録申請者」を「前項の規定にかかわらず、印鑑登録申請者」に、「第1項の確認を行う」を「当該書面の確認をもって第1項の確認とする」に改める。

第5条の2第1項中「印鑑登録証が」を「印鑑登録者又はその代理人は、印鑑登録証が」に改め、「、印鑑登録者又はその代理人が」を削り、同条第2項中「当該申請者」を「、当該申請をした者」に改める。

第6条中「当該印鑑を登録しない」を「印鑑の登録をしない」に改める。

第7条第1項中「その登録している」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の場合において、印鑑登録者が病気その他やむを得ない理由により自ら届出をすることができないときは、委任の旨を証する書類を添えて代理人により届出をすることができる。

第8条中「第5条第2項」を「住民基本台帳法に基づく届出等により、第5条第2項」に、「が住民基本台帳法に基づく届出等により」を「に」に、「審査の上」を「審査をした上で、」に改める。

第9条中「手続き」を「手続」に改める。

第10条の見出し中「登録印鑑」を「印鑑登録」に改め、同条中「印鑑登録者が、」を削り、「その登録している印鑑」を「印鑑の登録」に改め、同条第2号中「後見開始」を「印鑑登録者が後見開始」に改め、同条第3号中「により」の右に「、印鑑が」を加え、同条第4号中「住民票」を「印鑑登録者が住民票」に改める。

第11条中「印鑑登録者が」を「印鑑登録者は」に改め、同条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第7条第1項第1号に該当して印鑑の登録を廃止した場合において、当該紛失した印鑑登録証を発見したとき。

第13条の見出し中「交付申請」を「交付請求」に改める。

第14条を次のように改める。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付請求)

第14条 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の電子計算機を經由して本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、必要な操作を行うことにより印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。以下この条において同じ。）に次に掲げるもののいずれかを使用して、暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を請求し、多機能端末機からの出力により、その交付を受けることができる。

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードで

あつて個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。次条第1項第3号において同じ。）が記録されたもの

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。次条第1項第3号において同じ。）が記録されたもの

第15条第1項中「次の」を「市長は、第13条及び前条の交付請求が次の」に改め、「，市長は」を削り、同項第1号中「印鑑登録証明書の交付請求が，」を削り、「よらない」の右に「もの」を加え、同項第3号中「個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、交付した印鑑登録証明書の記載事項について、その訂正をしない。

第16条を次のように改める。

（調査）

第16条 市長は、印鑑の登録及び証明に関し必要があると認めるときは、当該事務に従事する職員に関係人に対して質問をさせ、又は関係書類の提出を求めさせることができる。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第26号

徳島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を定めるに
ついて

徳島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

徳島市子ども・子育て会議条例（平成25年徳島市条例第20号）の一部を
次のように改正する。

第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

第2条第3号中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

徳島市立保育所条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市立保育所条例の一部を改正する条例

徳島市立保育所条例（昭和 39 年徳島市条例第 22 号）の一部を次のように
改正する。

第 7 条中「各号の一」を「いずれか」に改める。

別表の徳島市立南井上保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市営住宅条例の一部を改正する条例

徳島市営住宅条例（平成 9 年徳島市条例第 22 号）の一部を次のように改正
する。

別表の 1 の表の津田住宅の項及び南蔵本住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

徳島市国民健康保険条例（昭和38年徳島市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

第13条の6の10中「20万円」を「22万円」に改める。

第15条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第25条の2第1項中「届書を市長に提出しなければ」を「書面を市長に届け出なければ」に改め、同条第2項中「届書に当たり、」を「届出に当たり、当該世帯主は、市長から」に改め、「雇用保険受給資格者証」の右に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の徳島市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係

る出産育児一時金の額について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第13条の6の10、第15条第1項第2号及び第3号並びに同条第3項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月6日提出

徳島市長 内藤 佐和子

徳島市都市下水路条例の一部を改正する条例

徳島市都市下水路条例（令和元年徳島市条例第30号）の一部を次のように
改正する。

第3条を次のように改める。

（都市下水路の維持管理の技術上の基準）

第3条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理に関
する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うこと。ただし、下水（法第2条第1
号に規定する下水をいう。第6条第3項において同じ。）の排除に支障が
ない部分については、この限りでない。
- (2) 排水施設を補完する施設のうち、河川その他の公共の水域又は海域から
当該排水施設への逆流を防止するために設けられる樋門又は樋管があると
きは、当該樋門又は樋管の点検は、1年に1回以上行うこと。

第7条第1項ただし書中「原状に」を「市長が原状に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を定めるについて
徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市立幼稚園条例の一部を改正する条例

徳島市立幼稚園条例（昭和 39 年徳島市条例第 49 号）の一部を次のように
改正する。

別表の徳島市立昭和幼稚園の項，徳島市立城東幼稚園の項，徳島市立佐古幼
稚園の項，徳島市立沖洲幼稚園の項及び徳島市立加茂名幼稚園の項を削り，同
表の徳島市立加茂名南幼稚園の項中「徳島市立加茂名南幼稚園」を「徳島市立
加茂名幼稚園」に改め，同表の徳島市立川内南幼稚園の項及び徳島市立南井上
幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

徳島市立徳島城博物館条例及び徳島市立考古資料館条例の一部を
改正する条例を定めるについて

徳島市立徳島城博物館条例及び徳島市立考古資料館条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和 5 年 3 月 6 日提出

徳島市長 内 藤 佐和子

徳島市立徳島城博物館条例及び徳島市立考古資料館条例の一部を改正す
る条例

(徳島市立徳島城博物館条例の一部改正)

第 1 条 徳島市立徳島城博物館条例（平成 4 年徳島市条例第 1 9 号）の一部を
次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び指導」を「，指導」に改め，同条第 4 号中「及び調
査研究」を「，調査研究」に改め，同条第 5 号中「及び」を「又は」に改め
る。

第 9 条中「各号の一」を「いずれか」に改め，同条第 1 号中「又は」を削
り，同条第 3 号中「伝染性」を「感染性」に改める。

第 1 0 条中「各号の一」を「いずれか」に，「利用を承諾しない」を「利
用の承諾をしない」に改める。

第 1 1 条中「各号の一」を「いずれか」に改める。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「いずれか」に改め，
同項第 1 号中「第 1 0 条及び第 1 1 条各号の一」を「第 1 0 条各号又は前条
各号のいずれか」に改め，同条第 2 項を削る。

第 1 4 条中「市長の定めるところにより，」を削る。

第15条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第4項中「し、補欠委員の任期は前任者の残任期間と」を削り、同項ただし書中「再任を妨げない」を「補欠の協議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする」に改め、同条第5項中「特別の事由があるときは任期中であっても解職する」を「教育委員会は、特別の事由のあるときは、同項の間中においても協議会の委員を解任する」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 協議会の委員は、再任されることができる。

(徳島市立考古資料館条例の一部改正)

第2条 徳島市立考古資料館条例（平成10年徳島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「徳島市国府町西矢野字奥谷10番地の1」を「徳島市国府町西矢野10番地の1」に改める。

第6条第1項中「附属設備」を「付属設備」に改める。

第7条中「の各号」を削り、「利用を承諾しない」を「利用の承諾をしない」に改める。

第8条中「の各号」を削る。

第12条中「の各号」を削り、同条第1号中「又は」を削り、同条第2号中「附属設備」を「付属設備」に改める。

第13条中「の各号」を削り、同条第1号中「第7条及び」を「第7条各号又は」に改める。

第15条中「附属設備」を「付属設備」に改める。

第16条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第4項中「し、補欠委員の任期は前任者の残任期間と」を削り、同項ただし書中「再任を妨げない」を「補欠の協議会の委員の任期は、前任者の残任期

間とする」に改め、同条第5項中「特別の事由があるときは任期中であっても解職する」を「教育委員会は、特別の事由のあるときは、同項の期間中においても協議会の委員を解任する」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 協議会の委員は、再任されることができる。

別表中「附属設備」を「付属設備」に、「ビデオデッキ その他」を「ビデオデッキその他」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。